

「菊池事件」について検察官による再審請求を求める会長声明

2012年11月7日、いわゆる「菊池事件（ハンセン病患者藤本松夫氏に対する殺人被告事件，昭和28年8月29日死刑判決，昭和37年9月14日死刑執行）」について，ハンセン病元患者3団体から，検察官による再審請求を求める旨の検事総長宛て要請書が，熊本地方検察庁に提出された。

同事件の訴訟手続は，国立療養所菊池恵楓園あるいは菊池医療刑務支所に仮設された特別法廷において非公開で行われた。特別法廷では，法曹三者いずれもが予防衣を着用し，訴訟記録，証拠等について手袋をしたうえで火箸等で扱うといった状況下で審理が進められたほか，弁護人の弁護についても問題があったとされている。

そもそも，日本国憲法のもとにおける刑事訴訟手続は，公開の法廷で（憲法82条），適正な手続を確保したうえで（憲法31条），弁護人による弁護のもとで十分な被告人の防御権を実現し（憲法34条），公平・平等な裁判（憲法37条1項）を経てなされなければならない。そうすると，藤本松夫氏に対する前記訴訟手続は，これら憲法の規定に違反したものであったことは明白である。当該訴訟手続に関与した法曹三者は，いずれもハンセン病に対する差別，偏見に基づいて取り返しのつかない人権侵犯行為を犯したとの非難を免れない。

このような手続的不正義だけでなく，確定判決における証拠関係にも重大な問題点が存在するとされている。とりわけ凶器とされた短刀による被害者の創傷形成可能性に重大な疑義があるとの指摘がなされているから，再鑑定の実施により藤本松夫氏の無罪を言い渡すべき新証拠が発見される可能性があり，実体的再審事由（刑事訴訟法435条6号）が存在するというべきである。

このように再審開始の可能性が認められるにもかかわらず，今もなおハンセン病に対する誤った理解，偏見等から，藤本松夫氏の遺族による再審請求が事実上困難な状態に陥っていることは看過できない。基本的人権を擁護し社会正義を実現するためには，憲法に定められた適正手続等が実践されなかった「菊池事件」を是正することがぜひとも必要である。「菊池事件」での誤った審理に法曹三者が関わったことについて，同じ法曹としての責任を痛感するとともに，公益の代表者である検察官は，憲法違反の手続的不正義を正し，実体的再審事由を具備すると見える「菊池事件」について，再審請求権者（刑事訴訟法439条1項1号）としてその責務を果たすべきことを本声明で求める次第である。

2013年7月18日

群馬弁護士会 会長 小 磯 正 康